

瀬戸市訓令第3号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前																																					
別表第1（第4条―第6条関係）							別表第1（第4条―第6条関係）																																					
1 <省略>							1 <省略>																																					
2 人事関係							2 人事関係																																					
<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
<省略>							<省略>																																					
任 免	任用	<省略>			<u>会計年度 任用職員</u>		任用	<省略>			<u>臨時職員</u>	<u>臨時職員 について</u>																																
	普通退職	<省略>			<u>会計年度 任用職員</u>		普通退職	<省略>			<u>臨時職員</u>	は、人事 課長合議																																
	異動	<省略>			<u>会計年度 任用職員</u>		異動	<省略>			<u>臨時職員</u>																																	
	出勤停止	<省略>			<u>会計年度 任用職員</u>		出勤停止・休職・ <u>復職</u>	<省略>			<u>臨時職員</u>																																	
	<u>休職・復職</u>				<u>職員</u>	<u>会計年度 任用職員</u>																																						
	<u>休業の承認、延長 及び失効</u>				<省略>	<u>会計年度 任用職員</u>		<u>育児休業の承認、 延長及び失効</u>			<省略>																																	
<省略>							<省略>																																					
3 財務関係							3 財務関係																																					
<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>		決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考																																						

<省略>					
支	報酬				<省略>
出	報酬のうち人事給				全額 (人
負	与システムにより				事課長)
担	処理を行うもの				
行	給料				<省略>
為	職員手当等				<省略>
	共済費				<省略>
	災害補償費				<省略>
	恩給及び退職年金				<省略>
	報償費			<省略>	<省略>
	旅費				<省略>
	旅費のうち人事給				全額 (人
	与システムにより				事課長)
	処理を行うもの				
	交際費				<省略>
	需用費のうち消耗			<省略>	<省略>
	品費及び印刷製本				

<省略>					
支	1 報酬				<省略>
出					
負					
担					
行	2 給料				<省略>
為	3 職員手当等				<省略>
	4 共済費				<省略>
	5 災害補償費				<省略>
	6 恩給及び退職				<省略>
	年金				
	7 賃金				全額
	〃 (人事給与シ				全額 (人事
	ステムにより処				課長)
	理を行うもの)				
	8 報償費			<省略>	<省略>
	9 旅費				<省略>
	10 交際費				<省略>
	11 需用費 (消			<省略>	<省略>
	耗品費及び印刷				

費					
需用費のうち修繕料			<省略>	<省略>	
需用費のうち消耗品費、印刷製本費及び修繕料以外のもの				<省略>	
役務費			<省略>	<省略>	
役務費のうち通信運搬費及び保険料				<省略>	
委託料			<省略>	<省略>	
使用料及び賃借料			<省略>	<省略>	
工事請負費			<省略>	<省略>	
原材料費			<省略>	<省略>	
公有財産購入費			<省略>	<省略>	
備品購入費			<省略>	<省略>	
負担金補助及び交付金のうち負担金及び共済金			<省略>	<省略>	
負担金補助及び交	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	

製本費)					
〃 (修繕料)			<省略>	<省略>	
〃 (上記のもの以外のもの)				<省略>	
1 2 役務費			<省略>	<省略>	
〃 (通信運搬費・保険料)				<省略>	
1 3 委託料			<省略>	<省略>	
1 4 使用料及び賃借料			<省略>	<省略>	
1 5 工事請負費			<省略>	<省略>	
1 6 原材料費			<省略>	<省略>	
1 7 公有財産購入費			<省略>	<省略>	
1 8 備品購入費			<省略>	<省略>	
1 9 負担金補助及び交付金 (負担金及び共済金)			<省略>	<省略>	
〃 (補助金及び交	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	

付金のうち補助金 及び交付金					
扶助費				<省略>	
貸付金				<省略>	
補償、補填及び賠償金のうち補償金 及び補填金			<省略>	<省略>	
補償、補填及び賠償金のうち賠償金	<省略>				
償還金、利子及び割引料				<省略>	
投資及び出資金			<省略>		
積立金				<省略>	
寄附金	<省略>	<省略>			

付金)					
〃 (臨時傭人に 係る負担金)				全額	
〃 (臨時傭人に 係る負担金のう ち人事給与シス テムにより処理 を行うもの)				全額 (人事 課長)	
20 扶助費				<省略>	
21 貸付金				<省略>	
22 補償、補填 及び賠償金 (補 償金及び補填金 )			<省略>	<省略>	
〃 (賠償金)	<省略>				
23 償還金、利 子及び割引料				<省略>	
24 投資及び出 資金			<省略>		
25 積立金				<省略>	
26 寄附金	<省略>	<省略>			

公課費				<省略>	
繰出金			<省略>		
<省略>					
取	<省略>				
入	イの滞納処分の執行停止、徴収停止			①及び②<省略>	
徴	徴、不納欠損処分			③徴収停止	
取	債権の放棄	重要なもの	軽易なもの (50万円以下に限る)		
<省略>					

別表第2 (第5条、第6条関係)

1から5まで <省略>

6 健康福祉部

主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
保育課	児童の保育			①<省略> ②利用者負担額等の決定 ③教育・保育給付認定の決定 及び支給認定証の交付	
	私立幼稚園			運営補助金の交付	

27 公課費				<省略>	
28 繰出金			<省略>		
<省略>					
取	<省略>				
入	イの滞納処分の執行停止、不納欠損			①及び②<省略>	
徴	徴				
取					
<省略>					

別表第2 (第5条、第6条関係)

1から5まで <省略>

6 健康福祉部

主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
保育課	児童の保育			①<省略> ②利用者負担額の決定 ③支給認定証の交付	
	私立幼稚園			就園奨励費及び運営補助金の	

<省略>					
7 都市整備部					
主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
下水道課	指定工事店			①<省略>	
				②<省略>	
<省略>					
8 <省略>					

交付					
<省略>					
7 都市整備部					
主務課の 区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>					
下水道課	指定工事店			①<省略>	
				②責任技術者の資格登録及び 責任技術者証の交付	
				③<省略>	
<省略>					
8 <省略>					

## 附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 6 健康福祉部の表の改正規定は、訓令を発した日から施行する。